

四日市港管理組合公報

第1136号

令和7年7月10日

木曜日

目次

告 示

○地方自治法第243条の2第1項の規定による使用料の徴収事務の委託 (港営課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、放置艇に係る港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和7年7月10日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所 代表弁護士 楠井 嘉行

2 委託をした日

令和7年7月1日

3 委託期間

令和7年7月1日から令和8年3月23日まで

4 指定をした日

令和7年7月1日

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
